

月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者（主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置しなければならない場合にあっては、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者に限る。）であること。

- (12) 本入札の申込書類及び入札書の提出期間の末日までに、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号の電子証明書（ICカード）を取得し、及び電子入札システムを利用するための登録（利用者登録）を電子入札システムにより完了していること。
- (13) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (14) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (15) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (16) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 申込制限

2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本入札に参加することができない。

- (1) 公告日において、本市（上下水道局及び市立豊中病院を含む。以下同じ。）が一般競争入札（特定建設工事共同企業体による入札を除く。）又は指名競争入札により発注した予定価格が3千万円以上の工事（以下「3千万円以上の工事」という。）（竣工していないものに限る。）を5件以上落札している者。ただし、公告日前1年内に竣工した3千万円以上の工事に対する本市の竣工検査で、80点以上の工事成績を取得したことがある者（公告日前1年内に竣工した3千万円以上の工事に対する本市の竣工検査で、60点未満の工事成績を取得したことがある者を除く。）にあっては、6件以上とする。
 - (2) 公告日において、3千万円以上の工事（竣工していないものに限る。）の請負金額を合計した金額が、2(3)に規定する認定に係る等級に応じて別表に定める工事金額以上である者。ただし、次のア又はイに該当する場合は、請負金額を合計した金額には含まないものとする。
 - ア 請負者の責めに帰すことができない理由により工期延期の変更契約を行ったため、工事が未竣工である場合における当該工事の請負金額
 - イ 工事の工期が複数の会計年度にわたる場合において、会計年度末の出来高による既済部分検査を受けている場合における当該出来高金額
 - (3) 公告日前1年内に竣工した3千万円以上の工事に対する本市の竣工検査で、60点未満の工事成績を取得したことがある者（公告日前1年内に竣工した3千万円以上の工事に対する本市の竣工検査で、80点以上の工事成績を取得したことがある者を除く。）であって、当該60点未満の工事成績を取得した3千万円以上の工事の竣工日から6カ月を経過していないもの
- 4 図面、設計書、特記仕様書、一般仕様書、現場説明書、質疑について、豊中市上下水道局電子入札運用基準及び豊中市上下水道局工事請負契約等電子入札心得（事後審査方式）（以下「設計図書等」

- イ 期限までに資格審査書類を提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。
- ウ 配付方法
ア(ア)、(エ)及び(オ)の書類については、電子入札システムにより行う。
- エ 提出期限及び方法
(ア) 提出期限
令和3年4月7日(水)午後1時
- (イ) 提出方法
オの提出先に持参することにより行う。
- オ 提出先
豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市総務部契約検査課(第一庁舎4階)
- カ 入札参加資格確認審査を行った結果、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- (7) その他
ア 入札書、申込書類及び資格審査書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された入札書、申込書類及び資格審査書類は、返却しない。
- ウ (4)イ及び(6)エ(イ)に定める提出方法以外の方法による申込書類及び資格審査書類の提出は、受け付けない。
- エ (4)で指定した日時及び方法で入札をしない者は、本入札の参加を辞退したものとみなす。
- オ (6)ア(イ)の書類は、当該工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。
- カ (6)ア(ウ)の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しは、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページにおける経営事項審査結果の公表により、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値(最新のもの)が確認できる場合は、提出する必要はない。

7 入札方法等

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札回数は、1回を限度とする。
- (3) 本入札については、施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける。
- (4) 予定価格は、開札時に公表する。ただし、一部分については、現場説明書において公表する。

8 落札者の決定

開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者(落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによりくじ引きを行って決定した者)を落札候補者とし、6(6)により提出された資格審査書類により入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格があると認めたときは、落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位以降の落札候補者について、順次入札参加資格確認審査を行い、落札者を決定する。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市上下水道局会計規程(平成13年豊中市企業管理規程第2号)第48条各号に掲げる有価証券のほか、上下水道事業管理者が確実と認める金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者(3の申込制限に該当する者を含む。以下同じ。)及び虚偽の申込み

を行った者のした入札並びに豊中市上下水道局電子入札運用基準及び豊中市上下水道局工事請負契約等電子入札心得（事後審査方式）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点及び開札時点において、入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 契約の締結

契約書を作成する。

12 支払条件

公共工事の前払金に関する規程（昭和46年豊中市企業管理規程第4号）の規定に基づき、前払をすることができる。

13 その他

入札参加者は、設計図書等を熟読し、豊中市上下水道局工事請負契約等電子入札心得（事後審査方式）を遵守すること。

14 問合わせ先

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市総務部契約検査課（第一庁舎4階）

電話（06）6858-2075

別表

等 級	工 事 金 額
A (審査点数 850以上)	――――――――――――――――――
B (審査点数 600～849)	2億円
C (審査点数 500～599)	1億円
D (審査点数 500未満)	5,000万円